

建設工事

【市内業者及び準市内業者】

追加受付・更新受付・業種変更

競争入札参加者資格申請書類作成の手引き

令和6年度版

大牟田市企画総務部 契約検査室

1 【様式1】一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事） 記入例：1ページ

- ・この様式の申請者は、本店（本社）の代表者となります。
- ・履歴事項全部証明書¹の住所、商号又は名称及び代表者の役職・氏名・フリガナを記入してください。（建設業許可の住所と異なる場合は、建設業許可の住所を記入してください。）
- ・市内の支店等（委任先）を登録する準市内事業者も申請書は本店の代表者を記入してください。
- ・印鑑は実印を押印してください。
- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の結果通知を受けた業種（支店等で登録する場合は支店等で営業している業種）のうち、登録を希望する業種（3業種まで登録可）を記入してください。

2 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請日現在で有効なもの）

- ・申請日現在で有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出してください。
- ・経営事項審査の手続中の場合は、そのことが確認できる資料（経営事項審査申請書の写し等）を提出してください。通知書が到着後、速やかに契約検査室まで写しを送付してください。

【社会保険の加入状況について】

「その他の審査項目（社会性等）」欄で、「無」の表記がある場合、別途社会保険加入の確認に関する書類の提出をしてください。（一つのPDFファイルにまとめて提出してください）

保険の種類		必要書類
雇用保険	加入済	労働局又は労働保険事務組合発行の労働（雇用）保険料の領収書もしくは納入証明書 労災保険と雇用保険を合算して納入している場合は、内訳が記載されているものに限ります。
	加入直後	雇用保険適用事業所設置届
健康保険 及び 厚生年金保険	加入済	<全国健康保険協会に加入の場合> 年金事務所発行の保険料の領収書
		<健康保険組合に加入の場合> 健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険料の領収書
	加入直後	<建設国保組合に加入の場合> 建設国保加入証明書（原本）及び厚生年金保険料の領収書 健康保険・厚生年金保険新規適用届

3 工事経歴書（直近1年分） *追加受付・業種変更のみ提出

- ・直近1年分の工事経歴書を提出してください。（任意様式、登録を希望する業種のみ提出）
- ・登録希望業種の実績がない場合、その旨を記載したものを提出してください。

4 「専任技術者証明書」又は「専任技術者一覧表」の写し（最新のもの） *追加受付・業種変更のみ提出

- ・建設業許可申請の際に提出した「専任技術者証明書（新規・変更）」又は「専任技術者一覧表」の写しを提出してください。

5 建設業許可申請書「別表第二 営業所一覧表」・「令第3条に規定する使用人の一覧表」の写し
支店等（委任先）登録（*追加受付・業種変更）の場合のみ提出

- ・市内の支店等（委任先）を登録する準市内事業者のみ提出してください。
- ・建設業許可申請の際に提出した書類の写しを提出してください。
- ・営業所一覧表については以下のいずれかの書類を提出してください。
建設業許可申請の別紙二（1）もしくは別紙二（2）（営業所等（委任先）が含まれたページ）
国土交通省の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）【様式 〃】」営業所一覧表

6 「建設業許可証明書」又は「建設業許可通知書」の写し（申請日現在で有効なもの）
*追加受付・業種変更のみ提出

- ・申請日現在で有効な建設業許可証明書又は通知書の写しを提出してください。
- ・許可更新手続中の場合は、そのことが確認できる資料（更新申請書で受付印のあるもの等）を提出してください。許可の通知が届き次第、速やかに契約検査室まで写しを送付してください。

7 主観点（加点）に係る資料（いずれも申請日現在で有効なもの） *該当する場合のみ提出

(1) 福岡県の「子育て応援宣言」登録事業所
「子育て応援宣言登録証」の写し

(2) 障害者を雇用し、かつ下記の内容に該当する事業所
法定雇用義務事業所

「障害者雇用状況報告書(事業主控)」の写し（法定雇用率を満たしている場合のみ提出）

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により障害者の雇用が義務付けられている事業所で、法定雇用率（2.3%以上）を満たしている場合、公共職業安定所の受付印のある直近のもの（電子での申請による場合はそのことがわかる書類を添付）を提出してください。記入例：2ページを参照
- ・法定雇用率を下回る場合は、主観点加算の対象になりません。（提出不要）

自主的雇用事業所

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し及び3か月以上の雇用を証明できるもの（健康保険証、賃金台帳又は出勤簿の写し等）

- ・障害者雇用の報告義務のない事業所で、1人以上の障害者を3か月以上継続して雇用している場合、提出してください。
- ・申請日現在で雇用期間が3か月を満たさない場合は、主観点加算の対象になりません。（提出不要）

(3) 大牟田市消防団協力事業所

「大牟田市消防団協力事業所表示証認定通知書」の写し

(4) ISO9001又は14001の登録事業所

「登録証」の写し

- ・2「経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書」の写しのISO9001又は14001の登録の有無が「無」となっている事業所で、申請日時点で新たに登録している場合、提出してください。

8 ~ 11 税関係証明書の写し（申請月以前3か月以内のもの） *追加受付のみ提出

	税区分	税目	証明書発行場所	法人	個人
8 9	国税等	法人税・所得税・消費税及び地方消費税	所管税務署	国税に未納のない証明書（その3の3）	国税に未納のない証明書（その3の2）
10	福岡県税	法人事業税 個人事業税	福岡県税事務所	県税に未納のない証明書	県税に未納のない証明書
11	大牟田市税	法人市民税・市県民税・固定資産税・軽自動車税 国民健康保険税	大牟田市税務課	市税に滞納のない証明書	市税に滞納のない証明書

未納のない証明書が出ない場合は、未納額が^{ゼロ}0の納税証明書の写しを提出してください。
市税の場合 「【様式2-1】納税証明書交付申請書」を使用してください。 記入例：3ページ

12 13 「履歴事項全部証明書」又は「身分証明書」（申請月以前3か月以内のもの）

*追加受付・業種変更のみ提出

- 〔法人〕・「履歴事項全部証明書」の写しを提出してください。
 - 〔個人〕・「身分証明書」（本籍地の市町村が発行するもの）を提出してください。
- いずれも申請月以前3か月以内に発行されたもの

9 使用印鑑届 *追加受付のみ提出 記入例：4ページ

- 〔法人〕・商号又は名称と代表者の役職名が入っている印鑑を押印してください。
・支店等（委任先）を登録する場合は、「受任者印」と「使用印」は同一となります。
 - 〔個人〕・代表者の印鑑を押印してください。
- いずれも会社名のみ角印などは、使用できません。

15 【様式4】委任状 *追加受付かつ支店等（委任先）登録の場合のみ提出 記入例：5ページ

- ・市内の支店等（委任先）を登録する準市内事業者のみ提出が必要となります。
- ・【委任者】：本店代表者、【受任者】：支店等の代表者となります。
- ・代表者印は「実印」を、受任者印は「使用印」を押印してください。

16 【様式5】案内図 *追加受付のみ提出

・市内の支店等（委任先）を登録する準市内事業者は、登録する支店等（委任先）について、作成してください。

17 【様式6】事業所調書

<追加受付>...提出必須

<業種変更>...令和4・5年度資格審査申請後に、事業所調書の記載内容に変更がある場合のみ提出してください。

- ・商号又は名称と代表者の役職名が入っている印鑑を押印してください。

- ・市内の支店等（委任先）を登録する準市内事業者は、登録する支店等（委任先）について、作成してください。
- ・事業所調書に基づいて事業所実態調査を行います。

17 【様式7】事業所従業員・技術職員名簿 記入例：6ページ

<追加受付>

・【様式7】に必要事項を記載のうえ、直近の経営事項審査申請の際に提出した「技術職員名簿（別紙二）」の写しと、登録技術者の資格者証等の写し、雇用を証明できる資料を添付して提出してください。

<更新受付・業種変更>

・【様式7】について、令和5年度に提出した内容（登録技術者及び取得資格等）から変更がない場合でも、直近の経営事項審査申請の際に提出した「技術職員名簿（別紙二）」の写しを添付のうえ全業者提出してください。また、資格者証、講習修了履歴等の有効期限の更新がある場合は併せて写しを提出してください。

令和5年度に提出いただいた登録技術者の免状、資格者証、雇用証明等の再提出は不要です。

登録技術者の変更（追加・削除）がある場合

・新たに技術者を登録する場合、【様式7】に追記のうえ、新たに登録する技術者の免状、資格者証、雇用証明等の写しのみ添付して提出してください。

・登録技術者の削除がある場合、「変更届」（記入例：7ページを参照）を添付して提出してください。なお、削除される技術者の名前等について【様式7】への記載は不要です。

- ・本市との契約の際に、監理技術者、主任技術者又は現場代理人となる者を記入してください。
- ・登録業種に係る技術者を1人以上記入し、当該技術者の登録業種に係る資格等を記入してください。また、監理技術者は、資格者証の交付番号を記入してください。
- ・登録する業種の専任技術者は、その業種を選択してください。

1 監理技術者及び主任技術者

・記入した資格等についての免状、資格者証等の写し及び3か月以上の雇用関係を確認できるものを添付してください。また、監理技術者の資格を有している技術者は、併せて監理技術資格者証（裏表両面）の写しを添付してください。（表面：「監理技術資格者証」と、裏面：「講習修了履歴」（受講した年の5年後の12月31日まで）の期限がいずれも有効であるもの）

2 現場代理人としてのみの登録者（資格取得中や雇用後3月に満たない技術者を含む）

- ・備考の欄に「現場代理人」と記入してください。
- ・雇用を確認できるものを添付してください。

【留意事項等】

実務経験での技術者登録

・当該業種の実務経験経歴書等（及び卒業証明書の写し）を添付してください。（別表1「建設業の種類別指定所定学科」及び別表2「技術者の証明に必要な書類」参照のこと。）

「推進工事技士」の資格を有している技術者

・「推進工事技士」の資格者証等の写しを添付してください。

「第一種電気工事士」の資格を有している技術者（次ページに続く）

・免状と、併せて講習受講記録の写し（免状の交付を受けた日又は前回講習から5年以内に受講を受けたもの）を添付してください。

市内の支店等（委任先）を登録する準市内事業者

・登録する支店等（委任先）について、記入してください。支店等に2名以上の技術者を有する必要があります。

「解体工事」に配置予定の技術者について

・「解体工事」の技術者要件については下図のとおりです。「解体工事」に配置予定の技術者については資格者証のほか、必要に応じ書類を添付のうえ提出してください。（次表の備考欄参照）

資格	備考欄
1級土木施工管理技士	平成27年度までの合格者の場合、 「解体工事に関し1年以上の実務経験証明書」又は 「登録解体工事講習修了証」（写）を提出
2級土木施工管理技士（土木）	
1級建築施工管理技士	
2級建築施工管理技士（建築・躯体）	
技術士（建設・総合技術監理（建設））	「解体工事に関し1年以上の実務経験証明書」又は 「登録解体工事講習修了証」（写）を提出
とび技能士（1級）	
とび技能士（2級）	「解体工事に関し3年以上の実務経験証明書」を提出
解体工事施工技士	

<雇用関係を確認するための書類例>

- ・健康保険被保険者証（所属する建設業者名が記載されているもの）
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ・青色事業専従者給与に関する届出書
- ・給与台帳（直近3か月分）
- ・出勤簿（直近3か月分）

19 【様式8】資本関係・人的関係調書 *追加受付のみ提出 記入例：8ページ

資本関係又は人的関係にある者は、同一入札の制限をしていることから、登録される業者の関係性を把握するために提出してもらうものです。

○自社と以下のいずれかの関係にある者で、大牟田市競争入札参加資格者名簿（工事）に登録されている者又は登録予定者がいる場合、当該業者について記入し、提出してください。

1 資本関係又は人的関係の有無

- ・該当する業者がない場合でも、「なし」「○」で囲み、提出してください。
（「なし」の場合、2以降は記入の必要はありません。）

2 資本関係がある他の入札参加資格者

ア 会社法第2条第4号の2の規定による親会社等

自社の親会社が登録業者（登録予定業者）である場合、親会社の商号又は名称を記入してください。

イ 会社法第2条第3号の2の規定による子会社等

自社の子会社が登録業者（登録予定業者）である場合、子会社の商号又は名称を記入してください。

ウ アに記載した親会社等の他の子会社等

親会社と同じである会社が登録業者（登録予定業者）である場合、その子会社の商号又は名称を記入してください。

親会社等、子会社等の定義（会社法（抜粋））

第2条第3号の2

子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

第2条第4号の2

親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

3 人的関係がある他の入札参加資格者

会社等の役員が他方の会社等の役員（ 1 執行権のない者を除く ）又は民事再生法又は会社更生法の規定により選任された管財人を兼ねている場合記入してください。

1 ア 更生会社又は再生手続が存続中の会社等の役員

イ 下記の取締役

（ア）監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（イ）指名委員会等設置会社における取締役

（ウ）社外取締役

（エ）定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ウ 会計参与

エ 監査役

オ 監事

カ 合名会社、合資会社又は合同会社の社員のうち定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員

キ その他ア～カまでに掲げるものに準ずる者

20 【様式19】誓約書 *追加受付のみ提出 記入例：9ページ

・誓約書の記載内容を確認、了承し、本店の住所、商号又は名称、代表者名を記入してください。

21 【様式10】役員等調書及び照会承諾書 *追加受付のみ提出 記入例：10ページ

・住所・商号又は名称は、本店の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入してください。

〔法人〕・履歴事項全部証明書に記載されている取締役、執行役、相談役及び顧問並びに役職者と同等以上の地位を有する者を記入してください。（ただし、監査役及び執行役員の記入は必要ありません。）

- ・市内の支店等（委任先）を登録する準市内事業者は、支店等の代表者も記入してください。
〔個人〕・代表者を記入してください。

22 【様式11】業者登録票 記入例：11、12ページ

- ・申請資料の内容について、問合せを行う場合がありますので、必ず担当者名を記入し、担当者と連絡がとれる電話番号を記入してください

本店

- ・履歴事項全部証明書のとりの住所、商号又は名称及び代表者の役職・氏名等を記入してください。
(建設業許可の住所と異なる場合は、建設業許可の住所を記入してください。)

許可番号

- ・「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の建設業許可コード及び番号を記入してください。

経審の審査基準日

- ・「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の審査基準日を転記してください。

雇用保険加入、健康保険加入、厚生年金加入

- ・「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の雇用保険加入の有・無・除外、健康保険加入の有・無・除外、厚生年金保険加入の有・無・除外を転記してください。

ISO、福岡県子育て応援宣言、障害者雇用、消防団協力協定

- ・該当する項目を で囲んでください。

支店等（委任先）

〔本店で登録する場合〕…「支店等に委任しない場合」の にチェックしてください。(それ以外の項目の記入は不要)

〔委任先を登録する場合〕…登録する支店等（委任先）について、商号又は名称、代表（委任）者の役職・氏名等を記入してください。

電子入札利用登録

- ・大牟田市の電子入札利用者登録について、登録済の場合は「有」
未登録の場合は「無」に○で囲んでください。

「有」の場合、企業ID（16桁）を記入してください。

（「無」の場合、記入の必要はありません。）

登録業種

- ・業種（3業種まで登録可）

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の結果通知を受けた業種（支店等で登録する場合は支店等で営業している業種）のうち、希望する業種、コード（別紙「建設工事業種一覧」を参照）及び希望の順位を記入してください。

総合評定値

- ・経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「総合評定値（P）」を業種別に転記してください。

許可区分

- ・業種別に建設業許可の「特定」・「一般」の該当する方に をつけてください。

建設業許可有効期限

- ・業種別に建設業許可の有効期限を記入してください。

申請区分

・業種別に「継続」・「新規」の該当する方に をつけてください。

本市に初めて競争入札参加者資格審査申請をする業種又は登録のない期間が2年間以上ある（R4年度及びR5年度ともに登録されていない）業種は、新規となります。

その他注意事項

・申請の受理に係る業者独自の受付票、はがき等については返送しませんので同封しないでください。
受付票書留等の郵便追跡サービスによりご確認ください。

・新たに経営事項審査を受審された場合、又は建設業許可を更新した場合は、最新の通知書等の写しを提出（FAX可）してください。

・競争入札参加資格申請書類の提出後、商号又は名称、代表者（支店長等）、本店（支店等）の所在地等に変更があった場合、また、登録技術者の変更（追加又は削除）が生じた場合は、変更届に必要な書類を添付のうえ、契約検査室へ提出（持参又は郵送）ください。

大牟田市ホームページ

トップ> 市政> 入札・契約・検査> 工事・業務委託> 入札・契約に関する様式集【工事・業務委託】

「競争入札参加資格審査申請書」変更時に必要なもの